平成２５年（フ）第４７２号
静岡県浜松市浜北区内野1025番地　金増マンション102
債務者　中村　　仁
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４７９号
静岡県浜松市中区曳馬４丁目18番16号　マンションＫ－３Ｂ、前住所静岡県浜松市中区砂山町610番地の７　２Ｆ
債務者　アリまり子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５０４号
岡山市南区福田585番地３　第３ジュネス芳泉Ｂ―102
債務者　山田　恭江
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０５号
岡山市北区白石526番地
債務者　山道　雅史
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１２３６号
東京都足立区保木間１丁目35―３―308
債務者　作間美佐子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３０８号
東京都羽村市双葉町２丁目16―４
債務者　長沢　正好
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３１６号
東京都葛飾区西亀有３丁目40―２―301
債務者　新田　祐子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８１６号
神奈川県大和市西鶴間１丁目12番12号　ＡＨドリーム201
債務者　大河内美智子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４号
大分県宇佐市大字四日市1276番地の１
債務者　佐藤　義彦
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月20日午後２時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第６０号
長野県佐久市塩名田1260番地
債務者　小林　利雄
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第６１号
長野県佐久市塩名田1260番地
債務者　小林　恵子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１３４２０号
東京都江東区辰巳１丁目２―７―301
破産者　岩井田貴浩
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８７号
東京都中野区弥生町１丁目４―11
破産者　猪野　　勤
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８６１号
東京都板橋区赤塚３丁目16番２号
破産者　有限会社誠和梱包
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８６２号
東京都板橋区志村１丁目27―21―102
破産者　保村　弥生
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８６３号
埼玉県富士見市水谷東３丁目25―７
破産者　保村　昭敏
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０７０号
東京都町田市金井町2689―17
破産者　大日向欣也
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部